

建築確認申請等の手数料（平成31年4月1日現在）

建築確認及び完了検査等の申請手数料（計画通知も含む）

● 建築物

（単位：円）

床面積の合計（㎡）	～30以内	30超～100以内	100超～200以内	200超～500以内	500超～1,000以内	1,000超～2,000以内	2,000超～10,000以内	10,000超～50,000以内	50,000超～
確認	11,000	18,000	27,000	38,000	68,000	96,000	213,000	378,000	660,000
中間検査	14,000	16,000	22,000	30,000	50,000	68,000	145,000	204,000	391,000
完了検査	15,000	19,000	24,000	33,000	55,000	75,000	171,000	244,000	449,000
完了検査（中間検査を受けた場合）	14,000	18,000	22,000	31,000	52,000	70,000	161,000	234,000	439,000

※1：計画変更は、①既計画部分の変更のみの場合は、既計画部分の変更に係る床面積の1/2

②増築のみの場合は、増築部分の床面積

③既計画部分の変更と増築がある場合は、①と②の合計面積

※2：移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更は対象床面積の1/2

※3：用途変更の完了届については、手数料不要

※4：中間検査は、特定行政庁が特定工程（建物の用途、規模等）を指定したものに適用され、床面積については中間検査部分の床面積の合計となる。（建方工事等に関する中間検査については、基礎の中間検査に係る面積を除く）

※5：「完了検査（中間検査を受けた場合）」の欄の適用は、建築基準法第7条の3第1項の検査又は第18条第20項の検査を受けた場合に限る。（→指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない）

※6：建築物省エネ法の基準適合義務の対象となる建築物の完了検査手数料の加算（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第4条第1項第1号に規定する適合性判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、下表の手数を加算する）

（単位：円）

床面積の合計（㎡）	～30以内	30超～100以内	100超～200以内	200超～500以内	500超～1,000以内	1,000超～2,000以内	2,000超～10,000以内	10,000超～50,000以内	50,000超～
工場等の用途に供する部分を除いた部分	2,000	2,000	3,000	5,000	10,000	15,000	36,000	48,000	88,000
工場等の用途に供する部分	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	6,000	6,000

● 建築設備・工作物

（単位：円）

	小荷物専用昇降機	その他の建築設備（昇降機）	工作物
確認	9,000	20,000	17,000
確認済みの計画変更	6,000	10,000	9,000
中間検査	18,000	26,000	20,000
完了検査	18,000	30,000	22,000
完了検査（中間検査を受けた場合）	18,000	26,000	

※1：1～3号建築物に昇降機を併願で申請する場合の手数は、建築物＋昇降機の料金となる。4号の場合は、手数料不要

※2：「完了検査（中間検査を受けた場合）」の欄の適用は、建築基準法第87条の2において準用する上記●建築物の※5の場合に限る（→指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない）。